

## 英國における事故調査

H.A.J. プレンティス\*

### Accident Investigation in the United Kingdom

H.A.J. PRENTICE\*

交通事故の防止のためには事故発生の状況を理解する必要がある。この種の事故調査の方法論としては、まず事故統計調査から出発すべきであろう。これによって事故原因として、主として注目すべき分野を指摘することができる。したがってそれ以後の研究計画において、最も注目すべき分野を特定し、それぞれの運転者に関する心理・物理的調査を進めていく。換言すれば、より広い観点からより詳細な観点へと進めてゆくわけである。しかし、もしすべての事故のうちの95%までは運転者自身によって防ぐことができるという仮定に立脚すれば、運転者自身と運転者をとりまく運転環境の組み合わせこそを、ここで問題とすべきである。が、極端な場合として、数百人の運転者が考えうるすべての状況においていかに行動するか、という調査も考えられよう。しかしこのためには、非常に長期の研究が必要となる。おそらく、いくつもの研究チームの数年間の研究が必要となるであろう。しかし、個々の事故原因を除去していくようなシステムを作りだすことは緊急の課題であり、運転者の行動を理解するために種々の事故例調査から取り組むべきであろう。この調査結果により、人間一機械システムにおいて何が欠けているために事故が起ったかを調査できる。このような調査方法のひとつに、英国においては、事故現場調査といわれている方法がある。この方法は多くの国で試みられているが、北海道で1974年一1975年冬の間の調査がなされているようである。以下TRRLで出版されたデータの詳細について説明をする。

#### 1. 事故現場調査とその目的

TRRLの研究の目的は主として、何故、どこで事故が起ったかを個々の事例について定めることである。事故調査チームは研究所から20kmの範囲内で240km<sup>2</sup>の地域を選び、いわゆる年間24時間体制の

研究体制を敷き、年間平均600件の事故を取り扱っている。警察署に交通事故の連絡があれば、すぐに事故調査チームに連絡がとられ、チームは救急車とともに同時に現場に到着することができる。そして以下の項目に関するデータを集めている。

#### 1) 測定可能なデータ

道路の組み合わせ、道路の実際の状況、その幾何学的形状および構造、例えば視線の位置、曲率等の幾何学的形状ならびに構造等である。制限速度、天候ならびに周囲の光線、光線の状況、車両の型ならびに車の数、損害の状況、車両の整備状況と欠陥が見いだされたかどうか、その他、すべての要因、日付、時刻、運転者のカテゴリー等々。

#### 2) 事故の当事者から得られるデータ

これには非常に多くの項目が含まれている。例えば自宅からの距離、シートベルトの着用、ヘルメットの着用、病気、事故の時点における気の転倒、酒酔い、薬物、運転者の通常の運転道順であったかどうか等々……。

#### 3) 批判的調査

事故に関する種々の特徴を評価する。運転者または歩行者によってなされたかもしれない誤動作、見通しの悪い曲り角、陰になってみえない道路標識などの道路状況の不備等についてである。その結果、その事故の責任の所在を道路の利用者、道路管理者そして車両の3者にどの程度割り当てるかを評価する。

#### 4) 情報に関する一般的な観察

これらの地区における下に示す調査結果を眺める際に、情報がどの程度主觀に基づいているかについて理解しておく必要がある。測定可能なデータの見出しの中の項目は事実とみなすべきである。面接調査の項目は誤った判断をも含んでいるとみなすべきであろう。第3番目の分野は事故原因の批判的調査

\* 英国大使館科学参事官

Scientific Counsellor, British Embassy  
原稿受理 昭和51年7月5日

であり、主観的な誤りをも含みうるものである。T R R L はそれらの比率を次のように考えている。

Table 1 3757の事故のうち、その事故原因は次のように割り当てられる。  
Of 3757 accidents responsibility was allocated as

	運転者	歩行者
主要な原因	1505	96
多少責任あり	706	20
事故の犠牲者	1454	31
原因不明	92	—
合計	3757	147

Table 2 交通事故原因における人的要因  
Human errors contributing to accidents

運転者	誤審の数
注意不十分	905
速度違反（スピードオーバー）	450
前方不注意	367
脇見運転	337
経験不足	215
確認不履行	183
誤進入	175
不注意	152
無理な追越し	146
状況の誤解	125
判断欠如	116
速度と距離の誤審	109
車間距離不十分	75
高度運転技術の追求	70
無謀運転	61
間違った決断と行動	50
教育または技能の欠除	48
誤った信号提示	47
未然運転	33
欲求不満	15
悪習慣	12
不適当な高等技術	7
乱暴な運転	6
合計	3704

歩行者	誤審の数
注意散漫	116
確認不履行	68
危険な位置	38
前方不注意	23
脇見歩行	20
速度と距離の誤判断	10
誤った決断	1
合計	276

Table 3 運転者または歩行者欠陥による事故原因  
Impairment of driver or pedestrian at fault in accidents  
運転者または歩行者の以下の項目により心理、物理的制御が弱められ、これが事故に結びつく。

運転者	数
アルコール（酒）	463
疲労	159
薬物	87
病気	33
悩み、心労	26
合計	632

  

歩行者	数
アルコール（酒）	4
病気	2
合計	6

Table 4 事故原因における道路環境の要因  
Road environment features contributing to accidents  
運転者の誤審を招くような要因である。運転者は皆事故をおこし、道路環境の誤情報による。

1. 不利な道路設計 264事故数中316の要因
垂直、水平の曲率 56
不適当なレイアウト、交差点の設計 152
視認しにくいレイアウト 108
合計 316

2. 道路不整備と道路標識不十分 134事故数中157の要因

道路標識、標示の不十分*	120
道路整備貧弱	11
不十分な街燈	26
合計	157

## 3. 不利な環境要因 231事故数中281の要因

整備不良**	70
すべりやすい路面	91
気象状況 眩しい太陽	78
ヘッドライトの眩惑	30
速い交通は巧妙な処置を危険となす	12
合 計	281

## 4. 車道における障害物 124事故数中129の要因

動物、車道上の物体	33
道路工事	54
駐車中の車	42
合 計	129

\* 標識の誤った設置を含む

\*\* 優先権の変更をも含む

Table 5 車両の欠陥と事故要因

## Vehicle defects and their contribution to accidents

この表は車両欠陥が全事故の8%を占め、不適当な設計は0.5%のごくわずかの寄与である。他の欠陥は事故原因の少數部となっている。

欠陥の種類	車両欠陥の数			事故への主な要因数			% (事故への相関数)
	I	II	合計	I	II	合計	
タイヤ 衝突前のエ アー放出	18	10	28	17	10	27	
違法のトレ ド又は組み 合せ	145	76	221	11	7	18	67 2.7
不適当な空 気圧	59	41	100	13	9	22	
ブレーキ 欠陥	64	323*	387	45	20	65	2.7
ハンドル 欠陥	9	1	10	6	1	7	0.3
燈火 欠陥	9	3	12	3	1	4	
不適当	43	32	75	4	2	6	10 0.4
計器類 破損	23	15	38	16	6	22	0.9
電気系統 破損	3	1	4	3	1	4	0.2
荷重 欠陥	11	6	17	7	3	10	0.4
フロントガラス 欠陥	2	2	4	2	2	4	0.2
視界不良	25	6	31	4	0	4	0.2
総体的に不 良な状態	11	1	12	4	1	5	0.2
合 計	422	517	939	135	63	198	
車両欠陥が事故への主要因の合計				115	58	173	8.1%

注 I 1970年3月より1972年4月までの2年間の調査

II 1972年4月より1974年2月までの2年間の調査

\* II期のみ、車両技術専門家によるブレーキ系統の詳細な調査が行なわれたためブレーキ欠陥数が多く記されている。

これらの結果は、人間の性癖が運転時に要請される種々の諸項目に合っていないという、私がこれまでしばしば主張してきた見解を大いに支持するものであり、このことから直ちに浮かぶ疑問は、事故を減らすためになすべき施策は何かということであろう。

現場調査は道路安全の専門家に非常に有用なデータを提供してくれる。すなわち、道路条件と道路状況の欠陥、道路の利用者と結びついた時に事故へと導びいてしまうような道路の欠陥状況を指摘することができる。これらの欠陥を除いたり、あるいはこれらの状況にある道路を設計しなおすことによって、事故を減らすことができる。特に道路状況が故意に誤った視覚印象を運転者に与えてしまうようになっている場合、道路の利用者の、物理・心理的能力の計測をし、その限界を確定するための適当な試験手段を開発すること、すなわち、免許証を交付するにあたって、どのような制限をもうけるべきであるかという、この2点である。免許証の交付にあたっては、すでに一定程度の基準が要求されているが、現在の事故の程度からみると、もっと適当な試験手段を開発することが望まれる。新しい試験がいくつかの国では試みられており、それらと事故との関係を明確にしようと試みられている。試みは非常に興味があり、その成果が期待されている。(山内瑞枝\*訳)

&lt;謝意&gt; 表は1975年9月ロンドン

B. E. Sabey と G. C. Stanghan の論文

「道路環境、車両および道路利用者の事故における相互の役割」による。

REPORT OF ROAD ACCIDENT RESULTING IN PERSONAL INJURY

POLICE REFERENCE No.....

H.A.J. PRENTICE

VEHICLES INVOLVED												ATTENDANT CIRCUMSTANCES											
CASUALTIES			REGISTRATION NUMBERS			AGE (entered by Ministry)			POLICE FORCE			WEATHER			SPECIAL CONDITIONS AT SITE								
CASUALTY CLASS	1st	2nd	3rd	4th	5th	6th	1st	2nd	3rd	4th	5th	20	21	22	23	24	25						
Driver or rider	12	1					1st	2nd	3rd	4th													
Pedestrian	0						2nd	3rd	4th														
Other—							7	8	9	10													
Pedal cycle	1						(7)	(7)															
Moped solo	2																						
Motor scooter solo	3																						
Motor cycle solo	4																						
Combination solo																							
Car (m.p., m.s., or m/c)	5																						
Public service vehicle	7																						
Goods vehicle	8																						
Other vehicle	9																						
SEVERITY OF INJURY	2																						
Killed †	1																						
Seriously injured	2																						
Slightly injured	3																						
SEX OF CASUALTY	3-4																						
Male	12																						
Female	11																						
AGE in years †																							
PEDESTRIAN ACTION																							
Crossing road at pedestrian crossing	12																						
Crossing road within 20 yards of a road crossing	11																						
Crossing road elsewhere	0																						
In road, not crossing	1																						
Masked by stationary vehicle	2																						
On footpath or verge	3																						
On refuge or centre strip	4																						
PSV PASSENGER	5																						
Boarding or alighting																							
CAR OR VAN OCCUPANT *																							
Safety belt in use	1																						
Safety belt not in use	1																						
Safety belt not fitted	2																						
Safety belt not fastened	3																						
VEHICLE OCCUPIED	6																						
First vehicle	1																						
Second vehicle	2																						
Third vehicle	3																						
Fourth vehicle	4																						
Fifth or subsequent vehicle	5																						
DRIVERS ACTIONS																							
Disobeyed junction control																							
Or offset line	2																						
Failed to give precedence at pedestrian crossing	3																						
Opened door negligently	4																						

\*Report these items until 31.12.70, at which date a review becomes operative.

CARD CLASS (entered by Ministry) S3

52.5497 8/68 TMA.CA.L4.